

1.事業の目的

平成29年4月に改正されたF I T法の施行以降、①発電事業計画の申請項目や必要書類の増加など認定等が厳格化されたこと、②省令・運用及び調達価格が変更されたこと等に伴い、申請不備や問合せが大幅に増えるなど、再生可能エネルギー固定価格買取制度を担当している資源エネルギー庁や近畿経済産業局エネルギー対策課（以下「担当課」という。）等の各地方経済産業局の業務負担が増大している状況である。

また、改正されたF I T法においては、認定事業者に対し、発電設備への標識及び柵塀等の設置を義務付けているが、未だ標識や柵塀等が未設置あるいは不適切な設置事例の情報が引き続き多く寄せられている。加えて、事業計画策定ガイドラインにおいて、地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに地域住民に十分配慮して事業を進めるよう努めることとされているが、実際には地域住民への説明などが不十分であることから地域との間でトラブルとなっている案件も多い。

このため、標識及び柵塀の未設置等の不適切な事案については、認定事業者に対し、必要に応じ注意喚起や現場確認を行った上で、指導等に従わない認定事業者に対しては、認定基準違反として、F I T法に基づく報告徴収、立入検査、指導、改善命令、認定取消し等の厳格な対応を行う必要がある。

本事業は、担当課のF I T法執行における業務負担を含めた社会全体でのトータルコストの削減、審査の迅速化の実現及び不適切な事案の問題解決プロセスを構築するため、様々な解決策を積極的に追求できるよう、実際に起きている事象から現状把握を試みてリサーチし、担当課の継続した業務体制構築に資する改善策の提案・実行・調査を行うことを目的とする。

2.近畿地域の再生可能エネルギー事業の不適切案件等相談窓口業務

- 【業務内容】
- ・地域の通報者に対しては、お困り事を聞く。
 - ・地方自治体に対しては、自治体からの通報（所管する法令違反等）への対応を行う。
 - ・発電事業者に対しては、計画・事実認識の確認、改善に向けた連絡調整を行う。
 - ・窓口業務の中で収集した情報を整理し、不適切な事案が発生している原因を調査する。
 - ・受電、架電、メールの受信、送信を行った日は、対応履歴を記載した日報を、近畿経済産業局に、メールにて提出する。
 - ・前月に対応した内容について、月報として、近畿経済産業局に、メールにて提出する。
 - ・自治体との打ち合わせ会議に出席（大阪府）。

名称：近畿再エネ発電設備ご相談窓口
通称：Kフィットセンター(K-FIT Consultation Center)
設置期間：10/4(月)~3/15(火) 対応時間：平日9:00~17:00
設置場所：京都府木津川市木津川台9丁目6番地
エコリンクス株式会社内
電話番号：0120-789-060
メール：k-fit-center@eco-linx.com



近畿地域の再生可能エネルギー事業の不適切案件等

相談窓口開設のご案内

再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の導入以降、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルの発生が懸念されています。そこで近畿経済産業局では、ご相談窓口を検査し、不適切案件等に関する対応に迅速に対応いたします。

地域の模様や関係行政機関におかれましては、今後再生可能エネルギーに関する相談の事等があらば、近畿再エネ発電設備ご相談窓口（Kフィットセンター）にお問合せください。

近畿再エネ発電設備ご相談窓口
通称：Kフィットセンター（K-FIT Consultation Center）
連絡先

電話：0120-789-060 <受付時間>
平日9:00～17:00
(休番12:00～13:00)

メール：k-fit-center@eco-linx.com

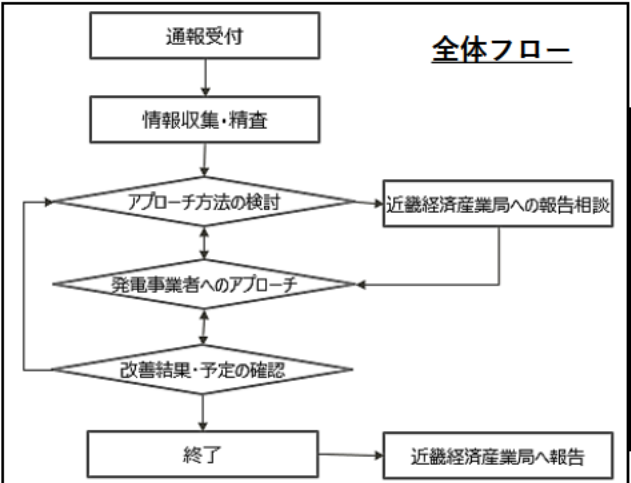
※開業時間・休日の要は別途

※、発電事業者、その他関係事業者の模様におかれましては、今後Kフィットセンターより通報案件の概要や関係行政機関等のご連絡をさせていただく場合がありますが、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

本事業は、近畿経済産業局より委託を受けて行っている事業です。

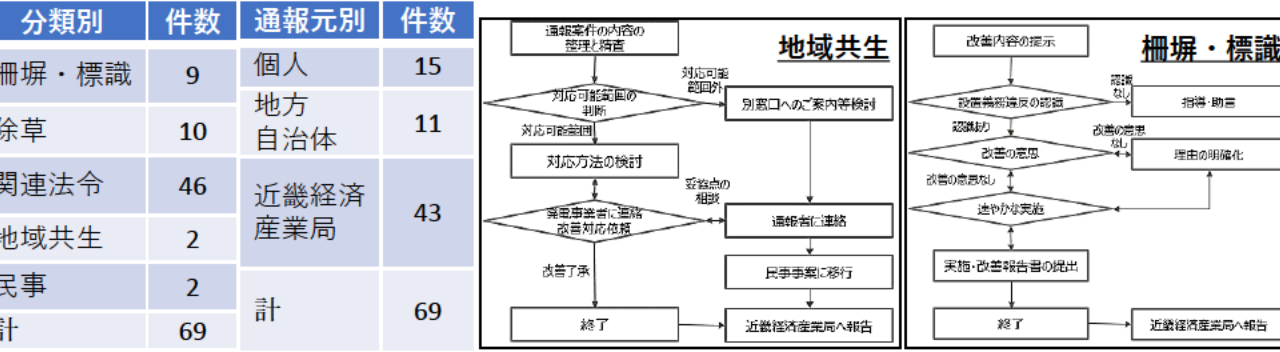
エコリンクス株式会社 本社/京都府木津川市木津川台9丁目6番地

通算	集計	10月	11月	12月	1月	2月
受電	83	12	14	10	30	17
架電	122	5	30	22	33	32
メール受信	114	46	31	4	13	20
メール送信	38	0	25	1	3	9
郵送	5	0	0	0	5	0



3.通報案件

通報を受けた不適切案件を分類し、各分類ごとに対応策フローと、実際の案件の発生原因の想定、予防・対処方法の検討、標準対応方法の策定を行った。



4.現地調査

通報を受けた案件のうち、調査が必要と判断された大阪、京都、滋賀の12発電所に関して現地調査を行った。

【考察】

改正F I T法の内容について、発電事業者をはじめとする業界関係者に対しては遵守事項の徹底の指導は継続して必要であるが、加えて周辺住民の方への情報提供や啓蒙の活動をおこない、発電所と近隣との共存のために不備事項の報告への協力と、これを受け入れる体制を築くことが重要ではないかと思われる。

5.アンケート調査

関係自治体の間で情報共有することで、各自治体での再エネ普及促進および地域との関係構築に役立てていただく目的で、29自治体に対してアンケート調査を行った。

6.標準化・提案

	課題	改善案
①	発電事業者が改善要求に応じない	●標識無し、柵塀無し等の明確な遵守義務違反に関しては、違反発覚日から、対応期限を定め、対応しない場合は認定取り消しというルールを定めれば、より厳格で強力な対応が可能になるのではないか。 ●事業年度が変わった後も継続して指導ができるように事務局を継続する。
②	認定された設置地番と実際に設置された地番に相違がある事案が複数発生。相談窓口では事実確認が困難	●経済産業局で相談窓口と現地調査事業を組み合わせるべきではないか。 ●現行F I T法では、他者所有の土地への誤った事業計画は認定されることはないが、法に基づく処分も視野に入れた対応が求められるため、相談窓口と経済産業局が一体となりより強い対応により進めるべきである。
③	相談窓口への周辺住民の方からの通報量の少なさ	●相談窓口の発信強化を検討する。自治体HP、自治体担当課窓口での掲示、環境関連イベントでの告知等。●周辺住民の方がF I T法を知らないという事が原因の一つではないかと推測する。発電事業者をはじめとする業界関係者への指導の継続に加えて、周辺住民の方への情報提供や啓蒙活動を行い、発電所と地域との共生のために不備事項の報告への協力を仰ぐ。
④	発電所の過去の不具合履歴が記録されていない	●発電所の不具合データベースを構築する。設備ID、設置場所、発電事業者名にて検索を容易にする。そのデータベースは一般公開も視野に検討。そうすることで、発電所売買に関するトラブルや、発電事業者変更による責任の所在の不確かさを未然に防ぐことにも繋がると想定する。 記録するデータは通報履歴の蓄積だけではなく不具合を主として記録することを検討。不具合の根本解決の状況把握や通報への対応状況の関連付けが容易となることを想定する。
⑤	相談窓口での発電所特定が困難	●通報者から画像の提供などを受けやすい通報フォームの構築。
⑥	相談窓口の継続性	●相談窓口を通年事業とする。 ●0120番号を近畿経済産業局の名義として保有し継続使用する。